

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝日町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

朝日町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者に対し、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請等に対する応答、職権確認等に基づく資格管理 ②資格確認書、資格情報のお知らせ等、各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険料賦課及び収納・還付、滞納整理業務 ④転入者・住所地特例者の所得情報確認 ⑤保険給付の支給、一時差止め ⑥一部負担金に係る措置 ⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑨公金受取口座情報の利用 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供
③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71、160の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座情報の利用) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広報町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5659
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ #NAME? ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 上記を実施していることから十分であると判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者に対し、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー	国民健康保険システム・中間サーバー 国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)	事後	
平成31年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	1. 番号法第9条第1項 別表第一16、30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条 3. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項、113条の3	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険福祉課長 後藤清一	保険福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月31日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年11月30日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	新様式への変更
令和2年12月1日	I-1-②事務の概要	【右記事項を追記】	⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年12月1日	I-1-③システムの名称	【右記事項を追記】	、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年12月1日	I-4-②法令上の根拠	【右記事項を追記】	(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年12月1日	Ⅱ-1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年12月1日	Ⅱ-1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月1日	Ⅱ-2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和2年12月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第3項	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、番号法の改正内容のうち、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。 ※これにより、番号法第19条の第7号は第8号へ繰り下げられた。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ-1対象人数	令和2年12月1日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年12月1日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第3項	事前	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年7月12日	Ⅱ-1対象人数	令和2年12月1日 時点	令和3年7月12日 時点	事後	
令和3年7月12日	Ⅱ-1対象人数	令和2年12月1日 時点	令和3年7月12日 時点	事後	
令和5年2月28日	I-1-②事務の概要	【右記事項を追記】	⑧公金受取口座情報の利用	事前	
令和5年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条	事前	公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追加した。
令和5年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【右記事項を追記】	(公金受取口座情報の利用) ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)	事前	
令和5年2月28日	Ⅱ-1対象人数	令和3年7月12日 時点	令和5年2月28日 時点	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ-1対象人数	令和3年7月12日 時点	令和5年2月28日 時点	事後	
令和5年10月3日	I-1-②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者に対し、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑧公金受取口座情報の利用 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者に対し、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険料賦課及び収納、滞納整理業務 ④転入者・住所地特例者の所得情報確認 ⑤保険給付の支給、一時差止め ⑥一部負担金に係る措置 ⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑨公金受取口座情報の利用 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月3日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座情報の利用) ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座情報の利用) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)	事後	
令和5年10月3日	I-8連絡先	保険福祉課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5669	保険福祉課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5659	事後	
令和5年10月3日	II-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年10月3日	II-2取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和5年10月3日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年12月2日	I-1-②事務の概要	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険料賦課及び収納、滞納整理業務	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請等に対する応答、職権確認等に基づく資格管理 ②資格確認書、資格情報のお知らせ等、各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険料賦課及び収納・還付、滞納整理業務	事後	令和6年12月2日より保険証が廃止されることに伴う変更。
令和6年12月2日	I-3個人番号の利用法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一16、30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条 3. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項、113条の3	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	令和5年6月9日に番号利用法等の一部改正法が公布されたことに伴い、番号利用法別表第二が廃止されたため
令和6年12月2日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、49、53、55の2 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座情報の利用) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71、160の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座情報の利用) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項(国民健康保険法による保険給付の支給)	事後	”
令和6年12月2日	I-7特定個人情報の開示・停止・利用停止請求	企画情報課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5663	広報町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5659	事後	
令和6年12月2日	II-1対象人数	令和5年9月1日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	
令和6年12月2日	II-2取扱者数	令和5年9月1日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	
令和6年12月2日	IV-8人手を介在させる作業	【右記事項を追記】	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠)特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	【右記事項を追記】	（最も優先度が高いと考えられる対策） 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 （当該対策は十分か【再掲】） 2) 十分である （判断の根拠） ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。	事後	新様式への変更